

空家等対策の推進に関する協定書

佐世保市(以下「甲」という。)と長崎県司法書士会(以下「乙」という。)は、佐世保市における空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)(以下「法」という。)に定める空家等に関する施策を実施するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力をし、佐世保市内の空家等対策を推進することにより、空家等が市民生活に深刻な影響を及ぼしている事態を改善し、もって市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 佐世保市内に所在する法第2条第1項に定める空家等をいう。
- (2) 特定空家等 佐世保市内に所在する法第2条第2項に定める特定空家等をいう。

(協定事項)

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次の各号に定める事項を乙に要請することができる。

- (1) 法第6条に定める空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、乙に情報提供、助言その他必要な援助を求めること。
- (2) 甲が設置する法第7条に定める協議会に、乙に所属する会員を派遣すること。
- (3) 市民の空家等に関する相談を受ける相談窓口を設置すること。
- (4) 空家等対策の推進のために甲が主催又は共催する市民を対象とした相談会に乙に所属する会員を相談員として派遣すること。
- (5) その他空家等対策の推進に関し、甲が必要と認め、乙が合意したこと。

2 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に対し、空家等対策に関する情報提供を行うものとする。

(守秘義務)

第4条 乙は、本協定に基づき知り得た個人情報、甲の業務上及び技術上の情報その他情報を、協定の目的以外に利用し、甲の許可なく他人に知らせ又は不当な目的に利用してはならない。

2 前項の規定は協定期間の満了後又は解除後も同様とする。

(報告義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報、甲の業務上及び技術上の情報その他情報について、漏えい、窃取、滅失、毀損等の事故が生じた場合には、速やかに相手方に対しこれを報告し、対応策、再発防止等の必要な措置を講じるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙からなんらかの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とする。

(協議)

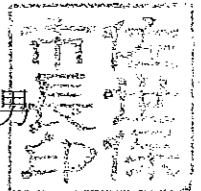
第7条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年7月19日

甲 長崎県佐世保市八幡町1番10号

佐世保市長 朝長 則男



乙 長崎県長崎市興善町4番1号

長崎県司法書士会

会長 前田 洋之

